

令和 6 年度 いっぽんはいきぶつしよりてすうりょうげんめんしんせいしょ 一般廃棄物処理手数料減免申請書 してい (指定ごみ袋 ふくろげんめん 減免)

年 月 日

下記の太枠内を記入してください。

宮 崎 市 長 殿

<p>住 所</p> <hr/> <p>※施設、マンション、アパート名まで必ず記入してください。</p> <p>ふりがな</p> <p>世帯主氏名</p> <hr/> <p>電 話 () - </p>
--

宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する規則第 39 条第 1 項の規定により、下記のとおり減免を申請いたします。

記

- | | |
|----------------|--|
| 1 申請の理由 | 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による
扶助を受けている者がいる世帯 |
| 2 手数料又は処分費用の種類 | 一般廃棄物処理手数料(指定収集袋にかかるもの) |
| 3 事務の種類及び取扱区分 | 生活保護受給 |
| 4 その他 | |

(1) 添付書類(必須)

「生活保護受給証の写し」、または「生活保護受給証明書」を添付してください。

(2) 備考欄

・生活保護受給証と申請時の状況が異なる場合、必ず備考として記入してください。

(資格発生日: 年 月 日) (理由:)

・特別な事情により認定結果送付先が現住所と異なる場合は、別途送付先を記入してください。

(送付先住所:)

(理由:)

(3) 受付した窓口の受領印を必ず押してください。

受付印	受付職員

※病院に入院、施設に入所されている等、ごみ袋を使用する必要のない場合は対象となりませんので、ご注意ください。

※裏面に引換券発送時期の案内がありますので、ご確認ください。

宮崎市一般廃棄物処理手数料減免申請のご案内

1 減免の内容

宮崎市の標準世帯が、一年間に使用すると算定した「宮崎市指定ごみ袋」枚数の2分の1以内(燃やせるごみ「中袋」50枚以内、燃やせないごみ「特小袋」10枚以内)を交付します。

ただし、資格取得日により交付される枚数が異なります。

2 申請方法

申請書に必要事項を記入し、生活保護受給証の写しを添付のうえ、宮崎市環境業務課(第2庁舎4階)、社会福祉第一、第二課、各総合支所(地域市民福祉課)いずれかにご提出ください。

郵送の場合は、〒880-8505 宮崎市環境業務課(住所不要)

3 交付方法

申請により認定された世帯には、「宮崎市指定ごみ袋引換券」を郵送します。

引き換え期間内にお近くの「宮崎市指定ごみ袋取扱店」または、「宮崎市環境業務課窓口」にて、指定された枚数の「宮崎市指定ごみ袋」と交換してください。

※調査の結果、却下となった世帯には却下通知を郵送します。

引換券発送一覧表

申請書受付日	引換券発送時期
令和6年4月1日～令和6年5月31日	令和6年6月下旬
令和6年6月1日～令和6年6月30日	令和6年7月下旬
令和6年7月1日～令和6年7月31日	令和6年8月下旬
令和6年8月1日～令和6年8月31日	令和6年9月下旬
令和6年9月1日～令和6年9月30日	令和6年10月下旬
令和6年10月1日～令和6年10月31日	令和6年11月下旬
令和6年11月1日～令和6年11月30日	令和6年12月下旬
令和6年12月1日～令和6年12月31日	令和7年1月下旬
令和7年1月1日～令和7年1月31日	令和7年2月下旬
令和7年2月1日～令和7年2月28日	令和7年3月下旬
令和7年3月1日～令和7年3月31日	令和7年4月下旬

4 注意事項

(1) 病院に入院または施設入所等、指定ごみ袋を使用する必要のない場合は対象外となります。

(2) 指定ごみ袋減免の交付を受けるには、毎年度ごとの申請書の提出が必須となります。申請内容に不備がある場合、認定されませんのでご注意ください。

(3) 申請後、生活保護受給状況に変更がある場合は環境業務課にご連絡ください。保護廃止等の場合、受給期間により算定した枚数の指定ごみ袋を交付します。

(4) 交付枚数で足りない場合や、中袋並びに特小袋以外の指定ごみ袋につきましては、「宮崎市指定ごみ袋取扱店」で購入してください。